

申1号「第4回定期大会発言に基づく申し入れ」提出後に・・・

1項 起床装置に不具合が疑われる場合の取り扱いについて明らかにするとともに、不具合による起床遅延に伴う賃金カットは行わないこと。

要求通り賃金カット分の返金が通知される！！

※7月に起床装置の不具合に伴い、組合員が賃金カットを受けていたことを受けて第1項を申し入れました。

申3号「高崎支社危機管理本部指示による解熱後の自宅待機実施後に勤務実績を変更する場合の取り扱いに関する申し入れ」
団体交渉終了後に・・・

2項 「当該社員の8月10日の勤務実績を8月9日の指示に基づき「免除（自宅待機）」とすること。

要求通り本人に自宅待機が通知される！！

時系列

8月8日、社員より管理者に体調不良の申告と8日、9日年休時季指定

8月9日、社員は「体温は37.2℃、頭痛があるが明日は出勤可能」と申告。管理者は翌日に体調が戻ることを想定し「自宅待機」を指示した。

8月10日、管理者より社員に体調確認を行なったところ37.0℃、頭痛がある申告した。

★この時点で明確な勤務に関する指示はされなかった。

8月11日 副区長から連絡があり、10日は「年休にさせてもらう」と言われた。

★10日は自宅待機した実績があるにもかかわらず、翌日になって10日を年休とする指示は問題

「おかしいことはおかしい！！」と職場から声をあげよう！！